

ゼロ・スポーツベース規約

第1条 〈名称〉:

ゼロ・スポーツベース（以下、当スクール）は、特定非営利活動法人ゼロスポーツコミュニケーション（以下NPO法人ゼロスポーツコミュニケーション）が主催し、運営を行う。

第2条 〈所在地〉:

当スクールは、東京都豊島区雑司が谷 1-7-5-301 特定非営利活動法人ゼロスポーツコミュニケーション内に事務所を置く。

第3条 〈活動場所〉:

当スクールは、東京都豊島区南池袋 2-45-1 旧日出小学校体育館を主な活動場所とする。

第4条 〈目的〉:

当スクールは、児童・少年・少女の健全な心身の育成を図り、地域社会のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第5条 〈期間〉:

当スクールの開校期間は、毎年4月1日より3月31日までの期間とする。

第6条 〈入会資格〉:

当スクールに入会する者は、次の条件を備えていなければならない。

- ①当スクールの趣旨に賛同する者であること。
- ②別に定める資格に該当する者であること。
- ③スポーツを行なうに適した健康状態であること。

第7条 〈入会手続き〉:

当スクールへの入会を希望する者は、所定の手続きに従い、本スクールに申し込む。

第8条 〈会費〉:

(1) 会費とは、次のものを言う。

- ①入会金：¥5,000（税込）
- ②年会費：¥2,000（税込）
- ③月会費：週1回コースのみ：¥5,000（税込）

(2) 会費は、原則として「口座振自動振替」、もしくは事務局が指定する方法で、当スクール事務局へ支払う。

第9条 〈入会金〉:

会員は、別に定める入会金を、入会時に支払わなくてはならない。

第10条 〈年会費〉:

会員は、別に定める年会費を、入会時、及び、更新時に支払わなくてはならない。

第11条 〈月会費〉:

会員は、別に定める月会費を毎月支払う。原則として、翌月の月会費を前月末までに支払わなければならない。

第12条 〈会費の不返納〉:

一旦納入した全ての会費は、入会不許可の場合を除き、これを返納しない。

第13条 〈会費滞納〉:

会員が事前の承諾手続きを取る場合のほか、会費の納入を怠った時は、当スクールは指導を停止し、または退会させることができる。

第 14 条 〈練習の回数期間〉：

- 1) 当スクールの練習指導日・期間については、別に定めるスケジュールによる。
- 2) 止むを得ない理由が発生した場合は、定められた練習指導日・練習時間を変更または中止するものとし、その場合は、事前に会員に通知する。

第 15 条 〈指導内容〉：

当スクールは、別紙に指導要領を定めるものとし、指導要領に基づく個別の具体的指導法は各コーチが決定する。

第 16 条 〈休会〉：

- 1) 休会とは、怪我もしくは止むを得ない理由により、引き続き 1 ヶ月以上、3 ヶ月以内の期間を休む場合を言う。
- 2) 休会を希望する会員は、休会を希望する月の前月 5 日までに届け出なければならない。
- 3) 休会期間中の月会費は、¥2, 000 (税込) とする。

第 17 条 〈退会〉：

退会を希望する会員は、退会を希望する月の前月 5 日までに届け出なければならない。

第 18 条 〈会員のモラル〉：

会員は、次の事項を厳守しなければならない。

- 1) チームワークを守り、会員全員が明るく、楽しく、元気よく行動すること。
- 2) 本スクールの目的に沿うように努力すること。
- 3) 本スクールの定める利用規則を遵守すること。

第 19 条 〈除名〉：

本規約に違反するなど、本スクールの会員としてふさわしくないと判断したものに対して、本スクールは除名することが出来る。

第 20 条 〈事故の責任〉：

会員は、本スクールの施設利用に際して、本施設利用に関する諸規則及び、施設管理者ならびに担当コーチの指示に従い行動するものとし、これに反して盗難、傷害等の事故が起こっても、施設管理者、当スクールコーチ、主催者などに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

第 21 条 〈施行〉：

本規約は、2009 年 3 月より施行する。